

不妊症の基礎知識

「不妊症」……。聞いたことはあるけれど自分のこととは考えられなくてここまでなんとなく避けてきた言葉かもしれません。不妊症の現状に関するデータや、原因についてお知らせします。

はじめは「知る」ところからね!



不妊症って どういう状態?

妊娠を希望する健康な夫婦は3か月以内に50%、6か月以内で70%、1年以内で90%近くが妊娠するといわれています。通常の夫婦生活を営んで1年経過しても妊娠しない状態を不妊症といいます。

不妊症の 割合は?

不妊症の割合は年を追うごとに増加し、現在では6組に1組が不妊症と言われています。不妊症は誰にでも起こりうるけって珍しくない症状であることがわかります。

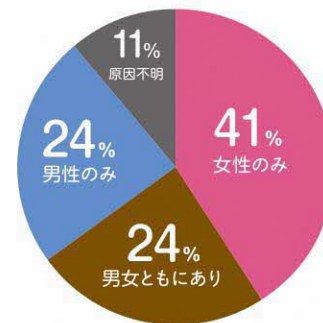
西 暦	2002	2005	2010
割 合	8組に1組	7.5組に1組	6組に1組
パーセンテージ	12.7%	13.4%	16.4%

国立社会保障人口問題研究所「出生動向基本調査」より

原因は男女双方に

次に原因の男女比を見ていくと、原因は女性のみにあるわけではないことがわかります。不妊を解決するためには男女双方の協力が必要なことは間違いありませんね。

不妊症の原因男女比



WHOによる7,273カップルの不妊症の原因調査より(1996)



不妊症は特別なことではないのね

ふたりの問題として取り組むことが大事だね



男性側の原因



男性の不妊症の原因は、射精がうまくいかない場合(性機能障害)と、射精される精液の中の精子の数や運動率が悪くなっている場合(精液性状低下)に分けられます。

女性側の原因



女性の不妊症には図のようにさまざまな因子(原因)がありますが、なかでも排卵因子(排卵障害)、卵管因子(閉塞、狭窄、癒着)に男性因子(男性に原因がある場合)を加えた3つは頻度が高く、不妊症の3大原因といわれています。ここでは男性因子を除く原因を説明していきます。

おふたりをサポートする情報です

不妊症治療の 実践情報



治療費が高額だね

でも助成制度があるわ

検査や治療の費用と助成制度

不妊の治療や検査には健康保険が使えないケースが多くあります。特に健康保険が適用されず治療費が高額になる生殖補助医療(体外受精・顕微授精)については都道府県、政令・中核市による助成制度があります。ここでは北海道の制度を紹介します。

なお、不妊症の治療費は所得税法上の医療費控除の対象となります。

●不妊症の検査・治療費の目安

検査費		検査項目・内容により費用が異なります。
治療費	タイミング療法	3,000円～8,000円程度／回 ※多くの場合、医療保険が適用となります。
	人工授精	5,000円～30,000円程度／回
	体外受精	30万円～50万円程度／回
	顕微授精	30万円～60万円程度／回

※検査・治療費についての詳細は各病院・クリニックにお問合わせください。

北海道特定不妊治療費助成事業の概要

※特定不妊治療＝体外受精・顕微授精

●対象者

特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦のうち、次の1から3までのすべての要件に当てはまる方です。 ※同一の治療に関して他の都府県や政令指定都市、中核市から、同等の給付を受けた方または受ける見込みの方を除く。

- 1.夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること(札幌市、旭川市及び函館市を除く※1)。
- 2.婚姻をしていること。(原則、法律婚を対象とするが、事実婚も対象とする。)
- 3.知事が指定した医療機関で治療したこと。～指定医療機関についてはP45をご覧ください。
(道外の医療機関については、お近くの道立保健所にお問合わせください)

※1 札幌市、旭川市、函館市にお住まいの方は、各市の保健所にお問合わせください。

●対象となる治療

○体外受精・顕微授精(特定不妊治療)

医師の判断に基づき治療を中断した場合も、採卵に至らなかった場合を除き、対象となります。

○男性不妊治療

特定不妊治療のうち、精子を精巣・精巣上体から採取する手術を行った場合。

●申請手続について

申請は治療が終了した年度内に、居住地を所管する総合振興局・振興局保健環境部保健行政室・地域保健室(道立保健所)に、原則として1回の治療の終了毎にその治療が終了した日の翌日から60日以内に申請してください。

●助成額 ※1回の治療に要した費用が上限額に満たないときは、その治療に要した額となります。(保険適応の治療を除く)

- ① 1回30万円まで(②の場合を除く)
- ② 以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、および、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合 1回10万円まで
- ③ 男性不妊治療 1回30万円まで(以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療を除く)

●助成回数等(H28.4.1から)

【通算助成回数】 初めて助成を受けた治療期間の初日の妻の年齢が
● 40歳未満……………6回 ● 40歳以上43歳未満……………3回

【第2子以降の助成】 特定不妊治療でお子さんをもうけられた方が第2子以降の特定不妊治療を行う場合、治療の対象となる子ども毎に助成を行います。
対象となる子ども毎に初めて助成を受けた治療期間初日の妻の年齢が
● 40歳未満……………6回 ● 40歳以上43歳未満……………3回

※申請に必要な書類など詳しくは北海道のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninshin/funin.html>

北海道 特定不妊

検索